

津久見市地域インターネット事業の実施に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、インターネットを通じて市民、企業、学校及び各種公共機関等における情報基盤の整備を支援するため、インターネット接続事業（以下「津久見インターネット」という。）を実施し、地域、産業、教育及び文化の振興並びに福祉の増進を図ることを目的とする。

(依頼)

第2条 津久見市は、前条の目的を円滑に達するため、専門的知識を有し実績があり、事業の発展に資する電気通信役務提供事業者若しくは特定電気通信役務提供事業者又はそれらの役務若しくは事務を代行する事業者（以下「事業者」という。）との間で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づき、電気通信役務の提供を受ける長期継続契約を締結し、津久見インターネットを運用するものとする。

(利用の資格)

第3条 津久見インターネットに加入できるのは次に掲げるものとし、津久見市内でインターネットを利用するものとする。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に事業所若しくは事務所を有する個人若しくは法人又は市内の公共機関、教育機関及び団体等
- (3) 市内の事業所若しくは事務所に勤務し、又は市内の団体等に所属し、若しくは市内の公共機関、教育機関に所属、修学している個人
- (4) 市内に住所を有する個人が利用するために、代理して加入しようとする市外に居住する家族親族等で、市長が特に認めたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めたもの

(利用の申込み及び承認)

第4条 津久見インターネットを利用しようとするもの（以下「利用者」という。）は、津久見インターネット利用申込書（第1号様式）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の承認をしたときは、利用者に津久見インターネット利用承認通知書（第2号様式）により通知するものとする。この場合において、市長は、当該承認をする際に管理運営上必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、利用者が事業者と加入契約を締結し、必要な費用及び利用料を支払うことを前項の管理運営上必要な条件として付するものとする。

(利用者の責務)

第5条 利用者は、電気通信役務の提供を受けるため、別に事業者の定める規約又は約款に基づく契約を締結し、信義に基づき誠実に履行して、津久見インターネットを利用するものとする。

- 2 利用者は、必要な電話その他の機器を自己の負担において準備するものとする。
- 3 利用者は、利用の権利を譲渡又は貸与等してはならない。

(利用の制限、変更取消等)

第6条 市長は、津久見インターネットの利用が、資格不該当、虚偽、管理運用上支障、信用き損、要綱違反等に該当すると認めるときは、利用を制限、不承認、停止又は利用の承認を取り消すことができる。この場合において、利用者に生じた損害について市長はその責めを負わない。

- 2 利用者は、申込内容の変更又は利用の停止等をしようとするときは、速やかに変更停止等申込書(第3号様式)を提出しなければならない。
- 3 前2項の場合に、市長は、変更停止等通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成16年3月1日から施行する。
- 2 この告示中「市長」とあるのは、「市長及び市長と協議した事業者」と読み替えて規定を適用する。